会 議 録

人業の互転	英 9 同 年 年 十 本 外 人 四 字 木 人
会議の名称	第3回 飯塚市政治倫理審査会
開催日時	令和5年11月14日(火) 15:00~15:30
開催場所	飯塚市役所本庁 5 階 研修室
出席委員	古賀未知瑠委員、休場明委員、鶴留舞委員、森脇敦史委員、小幡俊之委員、深町善文委員
欠席委員	無し
事務局職員	許斐総務部長、落合人事課長、渡邊人事課長補佐、森本人事担当主査
事務 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	計受総務部長、溶合人事課長、渡邊人事課長禰佐、森本人事担当主食報告 ◆対象者辞職及び事情聴取対象者の欠席 審査対象者守光議員が令和5年11月10日に辞職する旨の届け出が議長に提出され同日付で許可されております。これにより令和5年11月10日をもって市議会議員でなくなった状態でございます。また本日、事情聴取の予定でございましたが、まず守光議員につきましては、欠席となっております。 仕事屋軍団株式会社につきましても、資料3の通り、欠席届が提出されております。したがいまして、事情聴取を行うことができない状態でございます。 ◆会議の公開非公開について前回の審査会は非公開で行うものとしておりましたが、状況が変わりましたので、まずは会議の公開、非公開についてご審議いただければと考えております。 事情聴取ができない状況となり、会議を非公開で行う理由がなくなりましたので、本日の審査会は公開で行うこととすることで、ご異議ありませんでしょうか。(異議なし) それでは本日の審査会は公開することといたします。傍聴人、報道関係者の入場を認めます。 ◆審査対象者であります守光議員が令和5年11月10日に辞職する旨の届け出が議長に提出され、同日付で許可されております。これにより、令和5年11月10日をもって市議会議員でなくなった状態でありますので、審査対象者の取り扱いについて前回の審査会で辞職された上野議員について審査を継続するか否かを議論し、採決した結果、議員辞職をもって審査としては終えるということが賛成多数で決されたところです。この度守光議員も同様に辞職さなされたということですが、審査の継続と終了に関するご意見をお願いいたします。 守光元議員につきましては議員辞職により審査対象者から外れるということとし、

これ以上の審査を行わないということで異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは守光議員の審査を終了することといたします。 以上によりまして、本審査請求に対する審査を終了することとなります。

(意見)

- ・もう前もね、4対1で決まっていますから。私ももう審査中止で、いいと思います。
- ・該当者から何の回答も来てないんですよね。同じく対象じゃなくなっていますので、 終わりでいいのかなと思っています。
- ・前回の審査会で辞職をもって対象じゃない対象者ではなくなるという判断をした と。全く同じ状況でございますので今回も同様、対象が審査としては終了いうこと でよろしいかと思います。
- ・同様の取り扱いがなされるべきと思います。
- ・同様の取り扱いをすべきだと思いますし、あの前回の審査会の状況と今回の状況ってのは変化がないんで、これ以上審査を継続する必要はないと考えます。
- ・私も皆さんと同意見です。
- ●報告書をまとめる作業について(事務局説明)

報告書の構成の案

- 1節審査請求の趣旨および経過
- 2審査の概要
 - (1) 審査の進め方の決定では文書での調査を実施し、事情聴取をすることを決定した旨を記載
 - (2) 審査対象者の議員辞職に対する取り扱いとし、先日御審議いただいた上野議員の辞職に伴う取り扱いと、本日ご審議いただいた守光議員の辞職に伴う取り扱いに関する審議内容を記載
 - (3) 審査対象者および関係者の事情聴取をし、第2回の審議内容と欠席届の提出 や本日の状況を記載
 - (4) 条例第4条にかかる議事の審査の概要とし、これまで審議いただいたご意見等を整理
- 3審査結果と付帯意見

審査会の方で整理いただく。この構成で報告書をまとめていただき、完成次第、 市長の方へご報告いただく。

(意見)

- ・報告書の構成については事務局の方から説明があった通りで進める。 審査結果と付帯意見についての意見
- ・特にないが、加入状況を見出していない可能性があるかどうかってのは判断できないし、どうなるんですかね。なかなか審査結果っていうのに関しても触れる部分ないし、付帯意見も本人が辞職した事情ってのも我々もわからないんですけど、それ

に関し憶測みたいなちょっと加えることもできないんで、なかなか付帯意見として も何を言っていいかもちょっとわからないとうところではあります。

- ・全然進んでないし、わかんないから書きようもないというか、今後改めて疑われる ようなことはしないでくださいみたいな、議員としてのというぐらいのもんでしょ うね。疑わしきことがあるため、こういうふうに要望書が出されましたから、審査 するようになりましたけどね。要望書が出ないように、えりただすというぐらいの もんでしょうね。
- ・審査請求が出されたことの意義を考えていただきたい。
- ・政倫に適合するかどうかは別として、結局今回、疑義が生じたのがね、要は飯塚市の補助金をもらっている団体とか、指名業者あたりから、報酬という形を公の議員がもらっているというところに発端がありましてね。なおかつそれが金額的なものから社会保険に加入できるような条件なのかというようなだぶった疑義が生じてますんで、そういったことから、対象者になる4役、議員等はですね、やはり条例の通りやはりそういう疑義を持たれないように、疑いを持たれないような行動を取るべきだぐらいのことを審査会としては一応要望的な形は出しとくべきかと思います。何もなかったという現状ですから、今回の政倫で指摘を受けた内容を鑑みて、このようなことのないようにということをこの審査会としては申し送っておくというところでまとめていただいとくと。あとは個々の対象者がそれなりに倫理上、モラル上、考えていくべきことかと思います。
- ・審査結果の部分につきましては判断に至らなかったということにならざるを得ない。必要な事実関係に関する情報というものもありませんし、またそもそも審査対象から外れると、いうことですのでその結論になる。これは付帯意見ということになるかと思われますがこの元々はこの社会保険加入という部分に端を発した申し立て、審査請求に対するものですが、その中で業者等との関わりというものについても一定の情報というものは審査会に提供された。その中で疑義を持たれるような行動がないようにするべきであるということを述べるというところか。そろって発注業者との関わり、それ自体、政治倫理違反というふうには、事実関係はわからないので認定されたというわけではないが、注意を払うべきであると付帯意見としてはつけるべきではある。
- ・倫理感その一点しかない。
- ・それでは大体今皆さんからいただいたご意見というのは方向性としてはあの同じというかですね今回審査請求のことが出たことそのものについてのちょっと意義であるだとかその辺についてちょっと報告書を私の方でまずはまとめるということにしたいと思いますが。

●報告書の作成作業について

会長と事務局の方で案を作成して、他委員にメールで送信して、開封するという形で期限を設けてご意見をいただくという流れで作成する。

●その他(なし)

●会長あいさつ

政治倫理という極めて重要な案件に関する審査でございました。議員辞職より審査 終了という予想もしていない展開となりましたが、これまで皆様のご意見を賜りな がら審査を進めてきた経過は、今後の審査会の運営に寄与するものと考えておりま す。委員の皆様のお力添えに深く感謝を申し上げます。

なお、報告書の作成が作成と提出ですね、が残っておりますので、委員の皆様方にはもう少しの間、ご協力賜りますようお願いします。スムーズな進行にご協力いただき誠にありがとうございました。

●副会長あいさつ

こういう制度の利用というのは社会的には結構やってある方がいらっしゃるような事案ではありましたんで、議員という立場でどうなのかっていうのが最後までちょっとやりたかったところではあるんですが、また同種事案というか、同じ市議会議員で、他の地方で同じようなことやってある方もいらっしゃるんで、そういうガイドラインというかですね何か一定の基準みたいなちょっと定めたかったなっていう部分があって残念なんですけど、いろいろ議論してこういうことを知るきっかけとなり、知識を得られて本当にためになる審査会でした。ありがとうございました。

閉会

	MA
	・資料2 質問事項一覧表、添付資料
会議資料	・資料3 欠席届
	・資料4 審査報告書案
公開・非公開	公開 2 一部公開 3 非公開
の別	(傍聴者 0人)
その他	